

福島県清掃業務特記仕様書

I. 業務概要														
1. 業務名	令和6年度福島県環境創造センター清掃業務	共通仕様書関連項目												
2. 業務場所	福島県田村郡三春町深作10番地2号	(第1編一般共通事項を「I」、第4編清掃を「IV」としている)												
3. 履行期間	令6年4月1日 から 令和7年3月31日													
4. 業務仕様	<p>(1)本業務は本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)による。</p> <p>(2)特記仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書(財団法人建築保全センター及び財団法人経済調査会編集・発行、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成20年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。</p> <p>(3)特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。</p>	<p>(I 1.1.1 適用)</p> <p>(I 1.1.6関係法令等の遵守)</p> <p>(IV 1.1.1 適用)</p>												
5. 対象業務	<p>特記仕様書の対象業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ 日常巡回清掃業務 													
6. 用語の定義	<p>本業務において用いる用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>① 日常清掃 除塵、拭き、ゴミの収集等の作業を日常的に行う清掃をいう。</p> <p>② 定期清掃 除塵、拭き、洗浄、保護材の塗布等を定期的に行う清掃をいう。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">周期の表記</th> <th style="padding: 5px;">周期の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">日1回</td> <td style="padding: 5px;">1日ごとに1回作業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">週1回</td> <td style="padding: 5px;">1週間ごとに1回作業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">月1回</td> <td style="padding: 5px;">1月ごとに1回作業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6月1回</td> <td style="padding: 5px;">6ヶ月ごとに1回作業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年1回</td> <td style="padding: 5px;">1年ごとに1回作業</td> </tr> </tbody> </table>	周期の表記	周期の定義	日1回	1日ごとに1回作業	週1回	1週間ごとに1回作業	月1回	1月ごとに1回作業	6月1回	6ヶ月ごとに1回作業	年1回	1年ごとに1回作業	<p>(I 1.1.2 用語の定義)</p> <p>(IV 1.1.3 用語の定義)</p>
周期の表記	周期の定義													
日1回	1日ごとに1回作業													
週1回	1週間ごとに1回作業													
月1回	1月ごとに1回作業													
6月1回	6ヶ月ごとに1回作業													
年1回	1年ごとに1回作業													
II. 共通事項														
1. 業務の範囲	本業務範囲は、「清掃面積等調書(別紙1)」のとおりとする。	(IV 1.1.4 清掃業務の範囲)												
2. 業務条件	<p>(1)日常清掃・日常巡回清掃業務</p> <p>日常清掃・日常巡回清掃業務の業務日と作業時間帯は原則次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本館・研究棟業務日: 月 曜日 から 金 曜日 (祝祭日、年末年始12/29～1/3を除く) 業務時間帯: 8 時 30 分 から 12 時 30 分 ・ 交流棟業務日: 交流棟休館日及び年末年始 (12/29～1/3)・電気設備点検のため全館停電となる日(1日)を除く毎日 業務時間帯: 8 時 30 分 から 17 時 00 分 <p>(2)作業時間帯の制限</p>	<p>(I 1.3.3 業務条件)</p> <p>(IV 1.1.5 業務時間)</p>												

	<p>(1)の作業において、次の場所について作業時間を指定する。 指定場所:「作業実施条件表(別紙3)」のとおり 指定時間:同上</p> <p>(3)定期清掃業務 定期清掃業務の業務日と作業時間帯は次のとおりとする。 実施日は、施設管理担当者と協議すること。 本館、研究棟 業務日: 土 曜日(祝祭日、年末年始12/29~1/3を除く) 業務時間帯: 8 時 30 分 から 17 時 00 分 交流棟 業務日: 休館日(祝祭日、年末年始12/29~1/3を除く) 業務時間帯: 8 時 30 分 から 17 時 00 分</p> <p>(4)臨時の業務 臨時に新たな清掃が必要になった場合には、施設管理担当者と業務責任者で打合せし、指示を受けること。</p>	(IV 1.1.7 臨時の措置)
3. 業務関係図書	<p>(1)業務計画書 業務計画書を作成し、業務の実施前までに施設管理担当者の承諾を得ること。 なお、業務責任者及び業務担当者について、代替要因を用いる等変更がある場合は届け出ること。 ① 業務概要(業務名・期間・場所・担当部局名) ② 業務実施体制表 ③ 年間作業計画表 ④ 月間作業計画書 ⑤ 業務責任者(氏名、資格・経験年数、主な業務経歴) ⑥ 業務担当者名簿(氏名、資格・経験年数)</p> <p>(2)作業計画書 作業計画書を作成し、当該作業の実施前までに施設管理担当者の承諾を得ること。 ① 業務管理(業務内容・作業日時・作業範囲・作業要領、教育訓練・その他必要な事項) ② 安全管理(安全管理体制表・安全管理事項・緊急連絡先・その他必要な事項)</p> <p>(3)その他必要事項 次に挙げるものについて、施設管理担当者へ提出すること。 ① 資機材管理 ② 従事者研修 ③ 安全衛生 ④ 労働契約</p>	(I 1.2.1 業務計画書) (I 1.2.2 作業計画書) (I 1.4.6 施設管理担当者の立会い) (IV 1.1.10 使用資機材の報告) (I 1.4.2 代替要員)

<p>4. 業務の記録、報告及び検査</p>	<p>(1)業務の記録 作業実施等について、作業日報(1日の作業の実施・点検記録、施設管理担当者との打合記録、その他必要な事項)を記録し保管すること。</p> <p>(2)業務の報告 次の書類等を取りまとめ、施設管理担当者へ報告すること。</p> <p>① 毎日の作業日報 報告期限: 翌日9時まで(翌日が休日の場合、休日明け)</p> <p>② 毎月の月間作業日報 報告期限: 翌月の3日まで</p> <p>③ 定期清掃を完了したときは、作業前、作業中、作業後の写真を提出すること</p> <p>(3)業務の検査 業務途中及び業務終了後に、業務の履行について検査を受けること。</p> <p>① 業務実施期間中、3か月ごとに1回、自主検査を行うこと。</p> <p>② 業務実施期間中、施設管理担当者により、聞き取り検査を受けること。</p> <p>③ 業務終了後、業務の履行について検査を受けること。</p>	<p>(I 1.2.4 業務の記録)</p> <p>(I 1.1.5 報告書の書式等)</p> <p>(I 1.4.7 業務の報告)</p> <p>(IV 1.1.8 清掃業務の報告及び確認)</p> <p>(I 1.6.1 業務の検査)</p> <p>(IV 1.1.9 自主点検)</p>
<p>5. 業務責任者の資格等</p>	<p>(1)業務責任者の資格等 業務責任者は、次の資格等を有する者を選任する。 なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)施行規則第25条第2号) ・ 業務経験6年以上程度の者 <p>(2)業務責任者の業務形態 業務責任者の業務形態は常勤とする。</p> <p>(3)業務担当者の技術・技能の向上 受注者は、業務担当者の技術の向上、業務に従事する者として守るべきルール及びマナーの向上を図るため、定期的に研修を実施すること。</p>	<p>(I 1.3.1 業務管理)</p> <p>(I 1.3.2 業務責任者)</p> <p>(I 1.4.1 業務担当者)</p>
<p>6. 受注者の負担及び支給材料等</p>	<p>(1)負担の範囲</p> <p>① 業務実施に当たり必要となる経費は、次に挙げるものを含め受注者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施に必要な外線電話等の使用料 ・ 清掃用流し排水口のごみ類の流入を防止するための器具 ・ 文具等の事務消耗品、コピー代(日報等の用紙代も含む) ・ 業務に使用する清掃器具、材料等 <p>② 電気、ガス、水道等を使用する場合は、極力節約に努めること。</p>	<p>(I 1.1.3 受注者の負担の範囲)</p>

7. 建物内施設等の利用	<p>(1)居室等の利用</p> <p>本業務を実施するため、次に示す居室等は無償で使用させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃員控室(別途指示する) <p>(2)駐車場の利用</p> <p>施設内の駐車場の利用は、次のとおりとする。</p> <p>駐車台数: 2 台</p>	<p>(I 2.1.1 居室等の利用)</p> <p>(I 2.1.2 共用施設の利用)</p> <p>(I 2.2.2 持ち込み資機材の残置)</p> <p>(IV 1.1.11 資機材等の保管)</p> <p>(I 2.1.3 駐車場の利用)</p>
8. 注意事項 (留意事項)	<p>(1)受注者は、業務関係者に作業衣等を着用させ、業務に従事する者であることを明確にすること。</p> <p>(2)作業実施に当たっては、来庁者及び庁舎内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること。</p> <p>(3)精密機械・機器の設置場所の作業に当たっては、衝撃、ごみ、火気及び湿気等が発生することがないように十分に注意して作業を実施すること。</p> <p>(4)執務室内の電源を使用する場合は、容量オーバーによる停電が起きないように注意すること。</p> <p>(5)建物、工作物、器具及び備品等に棄損を発見したとき又は損害を与えたときは、直ちに施設管理責任者に報告すること。</p> <p>(6)建物環境において、不衛生な措置をとらないこと。</p> <p>(7)事故防止について</p> <p>作業中途での休憩及び作業終了後は各用具、資材の整理整頓並びに格納を行い安全で清潔な管理を行い、作業事故、外来者等の事故防止に努めること。</p>	<p>(I 1.4.3 服装等)</p> <p>(IV 1.1.12 注意事項)</p>
Ⅲ. 個別事項		
2. 除雪業務	<p>(1) 作業範囲</p> <p>次の場所については、冬期の積雪時において、拾い掃きに代え適時人力等による簡易な除雪を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関周り(ポーチ) 	

「清掃面積等調書」(建物内部の日常清掃(床・床以外)・日常巡回清掃・定期清掃(床))

施設名 福島県環境創造センター本館

建物内部の清掃

Table with columns: 清掃対象箇所, 階数, 室名, 床種別 (床仕上げ, 床材), 清掃面積, 周期 (日常清掃(床), 日常清掃(床以外), 日常巡回清掃, 定期清掃(床)), 備考. Rows include 玄関ホール, 事務室, 会議室, 廊下・エレベーターホール, 便所・洗面所, 階段, 渡り廊下.

注) タタミ、フローリングは弾性床とする。

施設名 福島県環境創造センター研究棟

建物内部の清掃

Table with columns: 清掃対象箇所, 階数, 室名, 床種別 (床仕上げ, 床材), 清掃面積, 周期 (日常清掃(床), 日常清掃(床以外), 日常巡回清掃, 定期清掃(床)), 備考. Rows include 玄関ホール, 廊下・エレベーターホール, 便所・洗面所, 階段, 渡り廊下.

注) タタミ、フローリングは弾性床とする。

施設名 福島県環境創造センター交流棟

建物内部の清掃

Table with columns: 清掃対象箇所, 階数, 室名, 床種別 (床仕上げ, 床材), 清掃面積, 周期 (日常清掃(床), 日常清掃(床以外), 日常巡回清掃, 定期清掃(床)), 備考. Rows include 玄関ホール, 授乳室, 運営事業室, 運転手控え室, ボランティア室, キッズスペース, 和室, 体験研修室, 研修準備室, 観察テラス, 展示室, ホール, 多目的研修室, 事務室, 会議室, 多目的ラウンジ, 廊下・エレベーターホール, 便所・洗面所, 階段, 給湯室, 渡り廊下, (旧)喫煙スペース, 環境創造シア, 学習室等.

注) タタミ、フローリングは弾性床とする。6月1回の定期清掃は、8月と2月に実施することとする

別紙1「作業1・2・3」の作業内容(本館)

下表の清掃対象箇所及び作業種別の詳細は、共通仕様書第4編清掃第2章「建物内部の清掃」による。

清掃対象箇所	作業種別	日常清掃(床) (積算基準4.2.1)	日常清掃(床以外) (積算基準4.2.2)	日常巡回清掃 (積算基準4.2.3)	定期清掃(床) (積算基準4.2.4)
1玄関ホール	作業1	除塵、全面水拭き(床石貼りのみ湿式モップ拭き。それ以外は乾式モップ拭き。)	フロアマット除塵、自動ドア・嵌め殺し建具等のガラス部分拭き、ごみ収集、金属部分除塵	汚れや水滴の付着した部分のモップ拭き	
	作業2				
2事務室	作業1	真空式掃除機による除塵			
	作業2				
3会議室	作業1	真空式掃除機による除塵			
	作業2				
4廊下・エレベーターホール	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き			表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
5便所・洗面所	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き	ごみ収集、扉・便所面台のへだて部分拭き、洗面台・水栓・鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充、汚物収集	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄	表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2		什器備品拭き		
	作業3		窓台の除塵・拭き		補修
6階段	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き	タオルで手すり拭き		表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
7渡り廊下	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き			表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
備考					

繊維床の洗浄及び補修の作業内容

補修は、各所出入り口周辺やコーナー周り等歩行導線の激しい箇所を対象とする。

<p>(1) 繊維床の洗しみ取りは、原則として次の方法で実施する。</p> <p>①水又はベンジンによる方法 ②しみ取り剤による方法 ③簡易な器具による方法 ④吸い取る方法</p> <p>(2) 繊維床の補修(スポットクリーニング)は、原則として次の方法で実施する。</p> <p>①バフイングパッド方式 ②パウダー方式</p> <p>(3) 繊維床の洗浄(全面クリーニング)は、原則として次の方法で実施する。</p> <p>①スクラパー方式 ②ドライホーム方式 ③エクストラクター方式 ④スチーム方式</p>
--

別紙1「作業1・2・3」の作業内容(研究棟)

下表の清掃対象箇所及び作業種別の詳細は、共通仕様書第4編清掃第2章「建物内部の清掃」による。

清掃対象箇所	作業種別	日常清掃(床) (積算基準4.2.1)	日常清掃(床以外) (積算基準4.2.2)	日常巡回清掃 (積算基準4.2.3)	定期清掃(床) (積算基準4.2.4)
1玄関ホール	作業1	除塵、部分水拭き(床石貼りのみ湿式モップ拭き。それ以外は乾式モップ拭き。)	フロアマット除塵、自動ドア・嵌め殺し建具等のガラス部分拭き、ごみ収集、金属部分除塵		
	作業2				
2廊下・エレベーターホール	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き			表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
3便所・洗面所	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き	ごみ収集、扉・便所面台のへだて部分拭き、洗面台・水栓・鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充、汚物収集	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄	表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2		什器備品拭き		
	作業3		窓台の除塵・拭き		補修
4階段	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き	タオルで手すり拭き		表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
5渡り廊下	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き			表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
備考					

繊維床の洗浄及び補修の作業内容

補修は、各所出入り口周辺やコーナー周り等歩行導線の激しい箇所を対象とする。

- | |
|--|
| (1) 繊維床の洗しみ取りは、原則として次の方法で実施する。
①水又はベンジンによる方法 ②しみ取り剤による方法
③簡易な器具による方法 ④吸い取る方法 |
| (2) 繊維床の補修(スポットクリーニング)は、原則として次の方法で実施する。
①パフイングパッド方式 ②パウダー方式 |
| (3) 繊維床の洗浄(全面クリーニング)は、原則として次の方法で実施する。
①スクラパー方式 ②ドライホーム方式
③エクストラクター方式 ④スチーム方式 |

別紙1「作業1・2・3」の作業内容(交流棟)

下表の清掃対象箇所及び作業種別の詳細は、共通仕様書第4編清掃第2章「建物内部の清掃」による。

清掃対象箇所	作業種別	日常清掃(床) (積算基準4.2.1)	日常清掃(床以外) (積算基準4.2.2)	日常巡回清掃 (積算基準4.2.3)	定期清掃(床) (積算基準4.2.4)
1 玄関ホール	作業1	除塵、部分水拭き(床石貼りのみ湿式モップ拭き。それ以外は乾式モップ拭き。)	フロアマット除塵、自動ドア・嵌め殺し建具等のガラス部分拭き、ごみ収集、金属部分除塵		
	作業2				
2 授乳室	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き	ごみ収集		表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
3 運営事業室	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き	ごみ収集		
	作業2				
4 運転手控え室	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き	ごみ収集		
	作業2				
5 ボランティア室	作業1	真空式掃除機による除塵	ごみ収集		
	作業2				
6 キッズスペース	作業1	真空式掃除機による除塵	ごみ収集		
	作業2				
7 和室・和室廊下	作業1	真空式掃除機による除塵・廊下部分湿式水拭き	ごみ収集(和室のみ)		
	作業2				
	作業3				
8 体験研修室・研修準備室	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き	ごみ収集		表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
9 観察テラス	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き			
	作業2				
10 展示室	作業1	真空式掃除機による除塵			
	作業2				
11 ホール	作業1	真空式掃除機による除塵			
	作業2				
12 多目的研修室	作業1	真空式掃除機による除塵			
	作業2				
13 事務所	作業1	真空式掃除機による除塵			
	作業2				
14 会議室	作業1	真空式掃除機による除塵			
	作業2				

別紙1「作業1・2・3」の作業内容(交流棟)

下表の清掃対象箇所及び作業種別の詳細は、共通仕様書第4編清掃第2章「建物内部の清掃」による。

清掃対象箇所	作業種別	日常清掃(床) (積算基準4.2.1)	日常清掃(床以外) (積算基準4.2.2)	日常巡回清掃 (積算基準4.2.3)	定期清掃(床) (積算基準4.2.4)
15 多目的ラウンジ	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き(フローリング)、真空式掃除機による除塵(カーペット)	ごみ収集	汚れ・水滴の付着した部分のモップ拭き	表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
16 廊下、エレベーターホール	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き(フローリング)、真空式掃除機による除塵(カーペット)	ごみ収集	汚れ・水滴の付着した部分のモップ拭き	表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
17 便所・洗面所	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き	ごみ収集、扉・便所面台のへだて部分拭き、洗面台・水栓・鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充、汚物収集	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄	表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2		什器備品拭き		
	作業3		窓台の除塵・拭き		補修
18 階段	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き(フローリング)、真空式掃除機による除塵(カーペット)	タオルで手すり拭き		表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
19 給湯室	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き	ごみ収集	汚れ・水滴の付着した部分のモップ拭き・流し台洗浄	表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
20 渡り廊下	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き			表面洗浄(ワックス塗布含む)
	作業2				
	作業3				補修
21 (旧)喫煙スペース(売店北側屋外スペース)	作業1	除塵、部分湿式モップ拭き			
	作業2				
22 環境創造シアター	作業1	除塵、全面湿式モップ拭き	ごみ収集	汚れの付着した部分のモップ拭き	
	作業2				
23 机清掃	作業1		長机82脚の表面水拭き(1脚当たり1.08㎡、計88.56㎡)		

繊維床の洗浄及び補修の作業内容

補修は、各所出入口周辺やコーナー周り等歩行導線の激しい箇所を対象とする。

- | |
|--|
| <p>(1) 繊維床の洗しみ取りは、原則として次の方法で実施する。</p> <p>①水又はベンジンによる方法 ②しみ取り剤による方法
③簡易な器具による方法 ④吸い取る方法</p> <p>(2) 繊維床の補修(スポットクリーニング)は、原則として次の方法で実施する。</p> <p>①パフイングパッド方式 ②パウダー方式</p> <p>(3) 繊維床の洗浄(全面クリーニング)は、原則として次の方法で実施する。</p> <p>①スクラパー方式 ②ドライホーム方式
③エクストラクター方式 ④スチーム方式</p> |
|--|

「清掃面積等調書」(建物内部の定期清掃(床以外)、建物外部の日常清掃・定期清掃、個別事項の業務)

施設名	環境創造センター	棟名	本館・研究棟・交流棟
-----	----------	----	------------

定期清掃(床以外)

	清掃対象箇所	作業内容	型式等	数量	単位	周期	備考
定期清掃(床以外) (積算基準4.2.5)	キッズスペース (交流棟)	ボールプールのボール3,000個を 次亜塩素酸水を含ませた布で拭 上げる	ボール直径 7cm 材質 プラスチック	3,000	個	月1回	休館日に実施

建物外部の清掃

	清掃対象箇所	作業内容	清掃面積	単位	周期	備考
日常清掃	交流棟駐車場	構内を巡回し、ゴミ、紙くず等の収集処理	1,200	m ²	交流棟 日1回	
定期清掃	窓ガラス及びアルミ サッシ(本館・研究棟・ 交流棟)	水洗、洗剤洗、乾拭き磨き 両面 " 片面 (高所作業車は使用しないことを原則とするが 協議により一部使用することも可能とする)	1,021 278	m ² m ²	年1回 年1回	作業面積 2,042 " 278

作業実施条件表(日常清掃・日常巡回清掃)

施設名	環境創造センター	棟名	本館
-----	----------	----	----

清掃対象箇所	階数	室名	作業時間	
			8:30~12:00	13:00~17:00
本館	1	玄関ホール		
本館	1, 2	廊下		
本館	1, 2	便所・洗面所		
本館	1, 2	階段		
本館	1	事務室		
本館	2	会議室		
本館	2	渡り廊下		

施設名	環境創造センター	棟名	研究棟
-----	----------	----	-----

清掃対象箇所	階数	室名	作業時間	
			8:30~12:00	13:00~17:00
研究棟	1	玄関ホール		
研究棟	1, 2	廊下		
研究棟	1, 2	便所・洗面所		
研究棟	1, 2	階段		
研究棟	2	渡り廊下		

施設名	環境創造センター	棟名	交流棟
-----	----------	----	-----

清掃対象箇所	階数	室名	作業時間	
			8:30~12:00	13:00~17:00
交流棟	1	玄関ホール		
交流棟	2	授乳室		
交流棟	1	運営事業室		
交流棟	1	運転手控え室		
交流棟	1	ボランティア室		
交流棟	2	キッズスペース		
交流棟	2	和室		
交流棟	2	体験研修室		
交流棟	2	観察テラス		
交流棟	1	展示室		
交流棟	1	ホール		
交流棟	1	多目的研修室		
交流棟	1	事務室		
交流棟	2	会議室		
交流棟	1	多目的ラウンジ		
交流棟	1, 2	廊下		
交流棟	1, 2	便所・洗面所		
交流棟	1, 2	階段		
交流棟	1, 2	給湯室		
交流棟	2	渡り廊下		
交流棟	1	喫煙スペース		
交流棟	2	環境創造シアター		

※1 塗りつぶし部分が、日常清掃の作業実施時間とする。なお、日常巡回清掃については随時行うこととする。

※2 来客等の状況により、作業可能時間が変更となる場合がある。